

News Letter 2023年5月号

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金

# 省エネ補助金 (C 指定設備導入事業)



経営革新等支援機関推進協議会

# CONTENTS

- 1 省エネ補助金とは
- 2 4つの事業区分
- 3 C類型 指定設備導入事業の概要
- 4 指定設備の探し方
- 5 省エネ診断

## ① 省エネ補助金とは

令和4年度補正予算 **省エネルギー設備への更新を促進するための補助金**は、事業区分がA～Dあり、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法が異なります。

**(C)指定設備導入事業**は、**省エネルギー投資促進支援事業費補助金**で、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いユーティリティ設備・生産設備等への更新、計測・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより、省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助します。事業実施により各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的・社会環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的としています。



## ② 4つの事業区分

事業区分	A 先進事業	B オーダーメイド型事業	C 指定設備導入事業	D エネルギー需要最適化 対策事業
事業要件	外部審査委員会において、 以下の先進性が認められた 設備・システムを支援 ①導入ポテンシャル ②技術の先進性(非化石 転換等) ③省エネ効果	機械設計が伴う設備又は 事業者の使用目的や用途 に合わせて設計・製造す る設備等(オーダーメイド 型設備)の導入を支援	予め定めたエネルギー消 費効率等の基準を満たし、 補助対象設備として登録 及び公表した指定設備を 導入する事業	事前登録されたエネマネ 事業者と「エネルギー官営 支援サービス」を契約し、 EMSを用いてエネルギー 使用量を計測することで、 より効果的に省エネル ギー化及びエネルギー需 要最適化を測る事業
補助対象 経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費	設備費	設備費、設計費、工事費

### ③ C類型 指定設備導入事業の概要

SII(省エネ補助金の執行団体)が予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業

補助対象経費	設備費
補助率	1/3以内
補助上限額	1億円/事業全体
補助下限額	30万円/事業全体
一次公募期間	2023年3月27日~4月24日
二次公募期間	2023年5月下旬~6月下旬(予定)

### ③ C類型 指定設備導入事業の概要

#### 指定設備

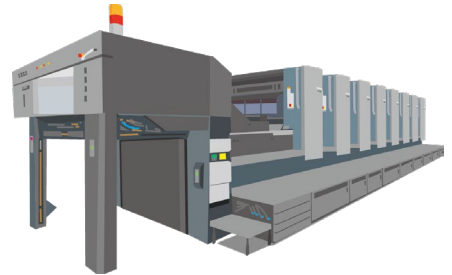
##### ユーティリティ設備

- ① 高効率空調
- ② 産業ヒートポンプ
- ③ 業務用給湯器
- ④ 高性能ボイラ
- ⑤ 高効率コージェネレーション
- ⑥ 低炭素工業炉
- ⑦ 変圧器
- ⑧ 冷凍冷蔵設備
- ⑨ 産業用モータ
- ⑩ 制御機能付きLED証明器具

##### 生産設備

- ⑪ 工作機械
- ⑫ プラスチック加工機械
- ⑬ プレス機械
- ⑭ 印刷機械
- ⑮ ダイカストマシン

※ ①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となります



## ④ 指定設備の探し方

メーカー一覧から検索する	条件を指定して検索する
設備区分を選択してください。	
<b>&lt;ユーティリティ設備&gt;</b>	
高効率空調 >	産業ヒートポンプ >
業務用給湯器 >	高性能ボイラ >
高効率コージェネレーション >	変圧器 >
冷凍冷蔵設備 >	産業用モータ >
制御機能付きLED照明器具 >	
<b>&lt;生産設備&gt;</b>	
工作機械 >	プラスチック加工機械 >
プレス機械 >	印刷機械 >
ダイカストマシン >	

令和4年度補正予算  
省エネルギー投資促進支援事業  
ウェブサイト



指定設備導入事業  
補助対象設備一覧

動画概要欄のURLより  
ご確認ください

## ⑤ 省エネ診断

まずは、省エネ診断を受けてみませんか？



省エネの専門家が、工場・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・宿泊施設などを訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネに繋がるヒントを見つけます。

そして、コスト削減につながるような設備の運用改善や、コスト削減効果が高い設備への更新、および設備更新に活用できる補助金などについて、各事業所に合わせてご提案します。

- ✓電気代が高いので、電気代を下げる方法を知りたい
- ✓普段身近に使っている設備(空調・照明など)の省エネアドバイスを専門家より受けたい
- ✓すぐにできる省エネポイントを知りたい

<お申込について> **2024年1月上旬まで**となります。

＼診断対象事業者であることのご確認も含めて詳しくはお問い合わせください／



# 最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会